

○防衛省告示第二百三十六号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）  
第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和六年十一月一日から施行する。

令和六年十月二十二日

防衛大臣 中谷 元

一 陸上自衛隊別海駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道野付郡別海町	西春別四十二番地一
対象防衛関係施設の区域	北海道野付郡別海町	西春別（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周	次に掲げる点を順次に結んだ線	一 北緯四十三度二十五分五十八秒、東経百四十四度四十五分九秒の点

辺地域

及び一に掲げる  
点と十一に掲げ  
る点とを結ぶ線  
により囲まれた  
区域

二 北緯四十三度二十五分五十五秒、東経百四十四度四十五分  
十二秒の点

三 北緯四十三度二十五分四十八秒、東経百四十四度四十五分  
十一秒の点

四 北緯四十三度二十五分四十一秒、東経百四十四度四十五分  
〇秒の点

五 北緯四十三度二十五分三十八秒、東経百四十四度四十四分  
二十五秒の点

六 北緯四十三度二十五分四十八秒、東経百四十四度四十四分  
十三秒の点

七 北緯四十三度二十五分五十八秒、東経百四十四度四十四分  
十五秒の点

八 北緯四十三度二十六分九秒、東経百四十四度四十四分三十  
二秒の点

九 北緯四十三度二十六分六秒、東経百四十四度四十四分五十  
二秒の点

十 北緯四十三度二十六分三秒、東経百四十四度四十五分三秒

		<p>の点</p> <p>十一 北緯四十三度二十六分〇秒、東経百四十四度四十五分六秒の点</p>
--	--	--

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二 陸上自衛隊朝霞訓練場

<p>対象防衛関係施設の所在地</p>	<p>埼玉県新座市</p>	<p>無番地</p>
<p>対象防衛関係施設の区域</p>	<p>埼玉県朝霞市</p>	<p>大字膝折、幸町三丁目及び膝折町二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路を</p>	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>		<p>埼玉県新座市</p>
	<p>埼玉県朝霞市</p>	<p>埼玉県新座市</p>	<p>新塚及び新塚一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
	<p>東京都練馬区</p>	<p>栄一丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、新塚（次の図面に示す部分に限る。）、新塚一丁目、畑中二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに馬場二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>大泉学園町七丁目及び九丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>

いう。)の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。